

## 認知症施策の推進を求める意見書

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 認知症診断直後の空白期間が生じないように、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 2 若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を支援し、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 3 認知症の全国規模の疫学調査などを通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応や次世代認知症治療薬の開発、リハビリや介護方法に関する研究などに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月17日

江東区議会議長 佐藤 信夫

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} あて